

プロフィール



弁護士
江原 智
Satoru Ehara

数居は低く、レベルは高い弁護士であることを心がけています。法律の専門家として、皆様が直面した法的紛争の解決を手助けします。



弁護士
黒澤 洋介
Yousuke Kurosawa

ご相談、ご依頼いただきました皆様のお役にたてるよう誠意と熱意を持って業務に取り組みます。



弁護士
石川 麗子
Reiko Ishikawa

皆様にとって親しみやすく、安心して頼っていただける弁護士でありたいと考えています。おひとりごてで悩まず、どうぞお気軽にご相談ください。



弁護士
若生 直樹
Naoki Wakou

何でも気軽に相談しやすい雰囲気作りに努め、皆様のお力になれるよう、あらゆる問題に真摯に取り組んでいきます。



弁護士
松本 侑樹
Yuki Matsumoto

ひとつひとつの案件に誠意と熱意をもって取り組み、ご依頼いただいた方々の抱える問題を解決できるよう努めて参ります。



弁護士
泉田 仁
Jin Izumida

相談して良かったと思ってもらえるよう、誠心誠意紛争の解決に取り組んで参ります。どうぞお気軽にご相談ください。

弁護士法人 江原総合法律事務所



事務所へのアクセス

正面にバス停があるビルの2階です。
事務所の所在がご不明な場合には、新越谷駅周辺からお問い合わせください。
越谷市周辺にお住まいの方は勿論、それ以外の地域の方からのお問い合わせもお待ちしております。



事務所概要

経営革新等支援機関認定事務所 埼玉弁護士会所属

代表弁護士：江原 智

住 所：埼玉県越谷市南越谷4-9-6
新越谷プラザビル2階

- 事務所サイト <http://www.ehara-law.jp/>
- 中小企業サイト <http://www.koshigaya-kigyo.com/>
- 相続サイト <http://www.koshigaya-souzoku.com/>
- 労務問題サイト <http://www.koshigaya-roudou.com/>

弁護士法人 江原総合法律事務所の法律相談

当事務所は企業様の初回法律相談は**無料**です。

お気軽に
お問い合わせ下さい。

法律相談予約 **048-940-3971**

受付時間 平日9時~22時(土曜10時~18時)

顧問契約のご案内



Ehara-Law-Office

弁護士法人
江原総合法律事務所

顧問弁護士の 6つのメリット



01 すぐに相談できる

初めて会う弁護士と法律相談をする場合、

①事務員に相談内容を連絡、②相談の可否を確認、③費用を確認、④日程調整の後に、やっと相談という流れになります。

また相談の際も自社の業務内容の説明に多くの時間を割かれてしまいます。日々多くの問題が発生する中、相談にこのような手間がかかるのでは、気軽に相談することができず、相談時機を逸してしまい、問題を発生させてしまうことがあります。

顧問契約を締結することで、このような手続きを踏まずに、いきなり顧問弁護士に電話して、法律相談をすることができます。法律問題かそうでないか、「弁護士に相談すべきかそうでないか」の判断に迷うことがありますが、顧問弁護士であれば、このような場合でも、気軽にご相談いただけます。

02 業務内容や内情の理解が得られる

顧問弁護士に継続的に相談を持ちかけていれば、自社の業務内容や社内の実情を、自然と弁護士に理解してもらうことができます。いざというときになってから弁護士を見つけたのでは、最初から自社の業務内容を説明することになり、時間もかかり、また必ずしも十分な理解を得られるとは限りません。

03 迅速な対応が期待できる

企業が弁護士に依頼する業務として多いのが契約書の作成やチェックです。顧問契約が無い場合には、契約書送付、見積もり、費用交渉、実施といったプロセスを辿ることになります。

一方、顧問契約を結んでいれば、費用の取り決めが行われている場合には、例えば契約書の原稿をFAXなどで弁護士に送るだけでチェックを依頼することができます。

また法的紛争においては売掛金の請求などで内容証明郵便を送付することがよくあります。しかし企業の内情を十分に弁護士が理解できていない場合、内容証明郵便の発送に時間がかかってしまうことがあります。

そのため必ずしも時機に応じた対応ができるわけではありません。

一方、顧問契約があり信頼関係が確立している場合には、すぐに発送を依頼することも可能となります。

04 よりよい契約交渉や紛争解決

気軽に相談できるため、契約交渉を有利に運んだり、紛争を未然に予防することができます。例えば、紛争になりがちなポイントを事前に顧問弁護士から指摘をうけた上で、契約交渉を行うことができます。

また、実際に紛争が発生した際、当事者としてはなかなか冷静な判断ができないものですが、顧問弁護士は紛争を第三者的な観点から冷静に観察し、依頼者に紛争解決の方向性をアドバイスします。紛争の解決そのものを弁護士に依頼しない場合であっても、合理的な紛争の解決を図ることが可能になります。

05 信頼関係を構築しやすい

弁護士は、法律及び弁護士倫理上厳しい職責を負っており、依頼者のために精一杯の弁護士活動をする義務があります。また、弁護士は、その知識と経験にもとづき、多くのノウハウを依頼者に提供します。

このような業務の性質上、依頼者と弁護士との間には長期的な信頼関係が不可欠です。弁護士と顧問契約を締結し、継続的に相談したり、訴訟進行を委任したりすることにより、相互の信頼を深めることが可能となります。

06 法務コストの削減

優秀な法務担当者を採用し、法務部の機能を維持するのは企業にとってコスト負担が大きいものです。また中小企業にとって法務のためだけに人を雇うのは困難です。

顧問弁護士は、社内の一括した法律相談窓口となりますので、いわば中小企業の法務部として機能します。弁護士との顧問契約は、法務部員一人を雇うことに比べれば、極めて低コストです。

また紛争の発生時には、多大な時間と労力が割かれてしまいます。特に代表者が本来行うべき営業活動が行えなくなってしまうと、これによる損失ははかり知れません。「弁護士は費用が高い」とよく言われますが、総合的なコストを考慮すると、多くの場合、価値のある選択肢となります。



弁護士法人 江原総合法律事務所の 顧問契約のポイント

POINT 01 関連会社は顧問料不要

ある企業様において顧問契約をご締結頂いた場合、関連会社につきましては、別途顧問契約をご締結いただくことなく、顧問弁護士としての法務サービスの提供を受けることが可能です。

POINT 02 社員の方も相談無料

ある企業様において顧問契約をご締結頂いた場合、当該の企業様の社員の方のご相談も相談料は無料です。

POINT 03 お支払い済み顧問料の一部を、 具体的案件の報酬に充当可能

月額3万円以上のプランでの顧問契約をご契約いただいている顧問先企業様からのご依頼案件については、顧問割引に加えて、最大で顧問料の1年分を、弁護士費用に充当できます。

たとえば、月額3万円で顧問契約を締結中の顧問先様が、500万円の売掛金請求訴訟を、ご依頼いただき、500万円を実際に回収した場合、本来の着手金は、34万円(税別)×顧問割り引き(20%)=27万2000円、報酬が68万円(税別)×顧問割り引き(20%)=54万4000円になりますが、これらの弁護士費用から、最大で36万円(月額3万円×12ヶ月分)が控除されます(ただし、着手金無料でのご契約を除き、着手金と報酬金の最低額の10万円を超える部分にのみ適用されます。)

POINT 04 着手金無料、完全成功報酬制型でもお受けします

月額3万円以上のプランの顧問契約をご契約いただいているお客様の案件については、着手金0円の完全成功報酬制によるご依頼をお受けいたします(実費別。また、通常の報酬割合+経済的利益の10%がご依頼の条件となります。)。これにより、回収の見通しが難しい案件や、勝敗が微妙な案件について、損失の拡大を恐れずに弁護士に依頼することが可能になります。